

# 令和6年度青少年・男女共同参画意識調査及び 女性活躍推進に関するアンケート調査業務委託仕様書

この仕様書は、岩手県が委託する「令和6年度青少年・男女共同参画意識調査及び女性活躍推進に関するアンケート調査業務」に関し、必要な事項を定めるものである。

## I 委託業務名

令和6年度青少年・男女共同参画意識調査及び女性活躍推進に関するアンケート調査業務

## II 業務内容

### 1 令和6年度青少年の健全育成に関する意識調査

#### (1) 調査目的

青少年健全育成に関する県民の意識や行動について調査を行い、現状の県民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、今後の青少年の健全育成の基礎資料を得ることを目的とする。

#### (2) 調査概要

##### ア 調査対象

- (ア) 生徒（岩手県内在住の中学生・義務教育学校後期課程の生徒・高校生） 500人
- (イ) (ア)の保護者 500人
- (ウ) 青年（岩手県内在住の成年（20～39歳）） 1,500人

##### イ 抽出方法

- (ア) ア(ア)及び(イ)については岩手県が抽出
- (イ) ア(ウ)については受託者が無作為抽出
- (ウ) 男女とも同数程度となるよう可能な範囲で配慮すること
- (エ) 「20～24歳」の層と「25～39歳」の層から同数程度となるように可能な範囲で配慮すること

##### ウ 調査方法

設問票によるアンケート調査（郵送法）

ただし、ア(ア)及び(イ)についてはオンライン回答を可能とし、オンライン回答のシステムは岩手県電子申請・届出サービスを利用することとし、岩手県が作成する。

##### エ 調査時期

令和6年9～11月

#### (3) 業務概要

##### ア 調査対象者の抽出

- ・ 受託者は、市町村の選挙人名簿等を基に青年1,500人を抽出し、調査対象者名簿の作成を行う。

なお、抽出対象市町村及び抽出量等については、契約締結後に別途指示するものとする。

- ・ 抽出した調査対象者名簿は、調査票を発送する前に岩手県に提出する。

##### イ 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を印刷する。

### 【共通事項】

- ・原稿（文面、レイアウト）は岩手県が作成する。
- ・印刷の校正原稿を岩手県に示すこと。
- ・その他必要な事項について別途指示する場合があること。

#### （ア） 調査票（2,550部）

A4判、両面1色刷り（黒）、ホチキス綴じ可

- ・生徒用・保護者用 各510部、各8ページ程度
- ・青年用 1,530部 10ページ程度

#### （イ） 往信用封筒（2,550枚）

角型2号、茶封筒、文字等1色刷り（黒）

#### （ウ） 返信用封筒作成（2,550枚）

角型2号、茶封筒、文字等1色刷り（黒）、（郵便番号記入欄あり、ワンタッチ封筒）

#### ウ 調査票の発送（50校：生徒、保護者用 1,500件：青年用）

イで印刷した調査票等を学校及び調査対象者に発送する。

なお、発送にあたっては、日本郵便株式会社又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める許可を受けた一般信書便事業者による送達とすること。

また、調査対象者に送付する費用（宛名書き含む。）は受託者が負担する。なお、生徒・保護者用は岩手県で抽出対象校を指示するものとする。

#### エ 調査票の回収（生徒・保護者、青年用）

返信は料金受取人払（返信先は受託者あて）とし、これに要する費用（郵送料）は受託者が負担する。

#### オ 回収した調査票のデータの入力・集計等

（ア） オンライン回答で岩手県が収集した回答結果と合わせて、回答内容に従って単純集計、クロス集計（広域振興圏別、男女別、年齢別）し、統計表を作成する。

（イ） 前回調査結果等との比較

（ウ） 調査票の自由回答欄のまとめ

#### カ 結果報告書の作成

（ア） 調査結果報告書の原稿を作成すること。

（イ） 調査結果報告書は、県が前回作成した報告書（令和3年度作成、見本は若者女性協働推進室備え付け又は県ホームページ）と同程度とすること。

（ウ） 調査結果報告書の原稿作成にあたっては、岩手県と調整を図ること。

（エ） 原稿データ等は、CD-R等の電子媒体に収めて提出すること。

## 2 令和6年度男女が共に支える社会に関する意識調査

### （1） 調査目的

男女が共に支える社会づくりに関する県民の意識や行動について調査を行い、現状の県民意識や行政に対するニーズを把握するとともに、今後の男女共同参画社会づくりの基礎資料を得ることを目的とする。

### （2） 調査概要

#### ア 調査対象

岩手県内在住の18歳以上の男女 2,000人

イ 抽出方法

- ・ 受託者側で無作為抽出
- ・ 男女とも同数程度となるよう可能な範囲で配慮すること

ウ 調査方法

設問票によるアンケート調査（郵送法）

エ 調査時期

令和6年10～11月

(3) 業務概要

ア 調査対象者の抽出

- ・ 受託者は、市町村の選挙人名簿等を基に合計2,000人を抽出し、調査対象者名簿の作成を行う。
- ・ 抽出した調査対象者名簿は、調査票を発送する前に岩手県に提出する。

イ 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を印刷する。

【共通事項】

- ・ 原稿（文面、レイアウト）は岩手県が作成する。
- ・ 印刷の校正原稿を岩手県に示すこと。
- ・ その他必要な事項について別途指示する場合があること。

(ア) 調査票（2,050部）

A4判、両面1色刷り（黒）、ホチキス綴じ可  
18ページ程度

(イ) 往信用封筒（2,050枚）

角型2号、茶封筒、文字等1色刷り（黒）

(ウ) 返信用封筒作成（2,050枚）

角型2号、茶封筒、文字等1色刷り（黒）、（郵便番号記入欄あり、ワンタッチ封筒）

ウ 調査票の発送（2,000件）

イで印刷した調査票等を調査対象者に発送する。

なお、発送にあたっては、日本郵便株式会社又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める許可を受けた一般信書便事業者による送達とすること。

また、調査対象者に送付する費用（宛名書き含む。）は受託者が負担する。

エ 調査票の回収

返信は料金受取人払（返信先は受託者あて）とし、これに要する費用（郵送料）は受託者が負担する。

オ 回収した調査票のデータ集計等

(ア) 回答内容に従って単純集計、クロス集計（広域振興圏別、男女別、年齢別）をし、統計表を作成する。

(イ) 前回調査結果等との比較

(ウ) 調査票の自由回答欄のまとめ

カ 結果報告書の作成

(ア) 調査結果報告の原稿を作成すること。

(イ) 調査結果報告書は、県が前回作成した報告書（令和3年度作成、見本は若者女性協

- 働推進室備え付け又は県ホームページ)と同程度とすること。
- (ウ) 調査結果報告書の原稿作成にあたっては、岩手県と調整を図ること。
- (エ) 原稿データ等は、CD-R等の電子媒体に収めて提出すること。

### 3 令和6年度女性活躍推進に関するアンケート調査

#### (1) 調査目的

岩手県における女性の活躍推進に係る事業所等の現状とニーズを把握し、女性の活躍推進を効果的に進めるための基礎資料を得ることを目的とする。

#### (2) 調査概要

##### ア 調査対象

岩手県内に所在する従業員規模10人以上の民営事業所

##### イ 調査数

1,000事業所

##### ウ 抽出方法

事業所母集団データベースの母集団情報から抽出

なお、抽出及び調査対象事業所名簿作成は岩手県が行う。

(ア) 従業員規模100人以上事業所 悉皆

(イ) 従業員規模10人以上100人未満事業所 無作為抽出

##### エ 調査方法

設問票によるアンケート調査(郵送法)

##### オ 調査時期

令和6年11月～12月

#### (3) 業務概要

##### ア 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を印刷する。

##### 【共通事項】

- ・ 原稿(文面、レイアウト)は岩手県が作成する。
- ・ 印刷の校正原稿を岩手県に示すこと。
- ・ その他必要な事項について別途指示する場合があること。

##### (ア) 調査票(1,030部)

A4判、両面1色刷り(黒)、ホチキス綴じ可、計6ページ程度

##### (イ) 往信用封筒(1,030枚)

角型2号、茶封筒、文字等1色刷り(黒)

##### (ウ) 返信用封筒作成(1,030枚)

角型2号、茶封筒、文字等1色刷り(黒)、(郵便番号記入欄あり、ワンタッチ封筒)

##### イ 調査票の発送(1,000件)

アで印刷した調査票等を調査対象者に発送する。

なお、発送にあたっては、日本郵便株式会社又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める許可を受けた一般信書便事業者による送達とすること。

また、調査対象者に送付する費用(宛名書き含む。)は受託者が負担する。

##### ウ 調査票の回収

返信は料金受取人払（返信先は受託者あて）とし、これに要する費用（郵送料）は受託者が負担する。

エ 回収した調査票のデータ集計等

（ア） 回答内容に従って単純集計、クロス集計をし、統計表を作成する。

（イ） 前回調査結果等との比較

（ウ） 調査票の自由回答欄のまとめ

オ 結果報告書の作成

（ア） 調査結果報告の原稿を作成すること。

（イ） 調査結果報告書は、県が前回作成した報告書（令和3年度作成、見本は若者女性協働推進室備え付け又は県ホームページ）と同程度とすること。

（ウ） 調査結果報告書の原稿作成にあたっては、岩手県と調整を図ること。

（エ） 原稿データ等は、CD-R等の電子媒体に収めて提出すること。

### Ⅲ 全体スケジュール

（１） 調査対象者の抽出	令和6年9～10月
（２） 調査票の精査及び印刷	令和6年9～10月
（３） 調査実施	令和6年9～12月
（４） 調査取りまとめ	令和6年10～12月
（５） 調査結果の中間とりまとめ	令和7年1月31日
（６） 調査結果報告書原稿等納品	令和7年2月28日

### Ⅳ 業務の成果品等

業務の成果品等として、次の物品を提出する。電子データファイルの提出については、CD-R等の媒体によること。

なお、成果品及び提出物当についてはすべて岩手県の所有物とし公表してはならない。

1 回答内容等電子データファイル

CD-R等の媒体によること。

2 その他の提出品

- ・ 調査対象者（抽出）名簿（電子データファイル、帳票、関連書類を含む。）
- ・ 調査票
- ・ その他個人情報に係る電子データファイル、帳票等

### Ⅴ その他

- 1 受託者は、契約書及び各種法令等に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。
- 2 受託者は、調査対象者名簿について秘密の保護を厳守する必要があるため、業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務運営に関し知り得た個人情報及び秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務委託期間が満了し、若しくは取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。
- 3 受託者は、原則として受託した業務を第三者へ委託することはできないこと。
- 4 受託者は、調査対象者名簿の取り扱いに当たり市町村から要請があった場合は、当該市町村に対し所要の書類を提出するものとする。

- 5 受託者は、岩手県が作成する設問内容、調査票設計（表記・レイアウト）等について、専門的見地から助言を行うものとする。
- 6 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることが出来るものとする。
- 7 この仕様書に記載のない事項については、岩手県と受託者で協議のうえ取扱い等を決定するものとする。
- 8 令和3年度の調査における調査票有効回収数は以下のとおり。
  - (1) 青少年の健全育成に関する意識調査
    - ア 生徒 97.6%
    - イ 保護者 97.6%
    - ウ 青年 28.7%
  - (2) 男女が共に支える社会に関する意識調査 37.1%
  - (3) 女性活躍推進に関するアンケート調査 46.4%